

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目 次

◎水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
◎水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	2

◎水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～3（略）

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5～9（略）

（事故時の措置）

第十四条の二（略）

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3（略）

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者（略）

◎水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（指定物質）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 アクリルアミド
- 十 アクリル酸
- 十一 次亜塩素酸ナトリウム
- 十二 二硫化炭素
- 十三 酢酸エチル
- 十四 メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
- 十五 硫酸
- 十六 ホスゲン
- 十七 一・二ジクロロプロパン
- 十八 クロルスルホン酸
- 十九 塩化チオニル
- 二十 クロロホルム
- 二十一 硫酸ジメチル
- 二十二 クロルピクリン
- 二十三 りん酸ジメチル $\text{二・二}$ ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
- 二十四 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
- 二十五 トルエン

- 二十六 エピクロロヒドリン
- 二十七 スチレン
- 二十八 キシレン
- 二十九 パラジクロロベンゼン
- 三十 N―メチルカルバミン酸ニ―セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
- 三十一 三・五―ジクロロN―（一―一―ジメチル―ニ―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
- 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- 三十三 チオりん酸O・O―ジメチル―O―（三―メチル―四―ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）
- 三十四 チオりん酸S―ベンジル―O・O―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
- 三十五 一・三―ジチオラン―ニ―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- 三十六 チオりん酸O・O―ジエチル―O―（ニ―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
- 三十七 チオりん酸O・O―ジエチル―O―（五―フェニル―三―イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
- 三十八 四―ニトロフェニル―二・四・六―トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
- 三十九 チオりん酸O・O―ジエチル―O―（三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル）（別名クロルピリホス）
- 四十 フタル酸ビス（ニ―エチルヘキシル）
- 四十一 エチル―（Z）―三―〔N―ベンジル―N―〕〔メチル（一―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ〕チオ〕アミノ〕プロピオナート（別名アラニカルブ）
- 四十二 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン（別名クロルデン）
- 四十三 臭素
- 四十四 アルミニウム及びその化合物
- 四十五 ニツケル及びその化合物
- 四十六 モリブデン及びその化合物
- 四十七 アンチモン及びその化合物
- 四十八 塩素酸及びその塩
- 四十九 臭素酸及びその塩
- 五十 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- 五十一 マンガン及びその化合物
- 五十二 鉄及びその化合物

- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェノール類及びその塩類
- 五十六 一・三・五・七―テトラアザトリシクロ〔三・三・一・一〕デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）